

## 第3章

### 第3次計画の評価

平成21年3月に策定した第3次計画では、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会の実現を目指し、「地域の中で共に生活できるシステムづくり」を理念として掲げ、「新・相談支援体制プラン」「切れ目のないライフステージプラン」「地域共生プラン」の3つの重点プランのもと、各種障がい者施策を推進してきました。

今回、第4次計画の策定にあたり、第3次計画の3つの重点プランの評価について、事業者等連絡会議および就労支援会議からの意見などを踏まえ、課題を整理しました。

評価表記	◎：実施したもの。実施により一定の評価に値すると考えられるもの。
	○：現計画とは別な形で推進されているもの。
	●：検討・協議したが実施には至らなかったもの。協議に至らなかったもの。

## 1 「新・相談支援体制プラン」の評価

### ◎多元的な相談窓口の確保

- ・相談支援員として専門職を配置したことにより、個々の相談事例に迅速な対応が可能となった。
- ・「たかはま障がい者支援センター」が設置されたことにより、生活から就労までさまざまな相談に対応できるワンストップサービスが実現したことは大きな成果である。
- ・「たかはま障がい者支援センター」が設置されたことにより、障がいのある当事者や家族だけではなく、支援者であるサービス提供事業者への情報提供や協議、会議の機会が多くなり、「支援の輪」のネットワークも強化されてきた。

○「サテライト型相談支援事業所」の整備の方法ではなく、いきいき広場における「高浜市地域包括支援センター」の強化や「相談支援員の増員」「障害者相談事業所の社会福祉協議会への委託による相談専門性の強化」「関係事業所との情報共有・連携」によりきめ細やかな相談キャッチ体制と継続相談を推進している。

○ピアカウンセリングの実施には至っていないが、障がいのある当事者・家族（身体障がい・知的障がい）を相談員とした事業の実施は毎月定期的に行っている。

### ◎「総合相談窓口」の強化

- ・高齢者全般のワンストップ窓口の設置から波及した「高浜市地域包括支援センター」に

障がいのある人の専門相談員の配置から、「いきいき広場」全体で推進する「総合窓口」の強化は、平成26年度に設置された「福祉まると相談グループ」により、更に強化している。

#### ◎相談支援の質の向上

- ・「相談業務」「認定調査業務」をはじめ必要となる専門資格保有者の確保・人員の増員、市内等サービス提供事業者等との研修会実施に加え、各種研修会への参加、ケース検討会などの実施により資質の向上を推進してきている。今後も引き続き、相談支援の資質の向上が必要である。

## 2 「切れ目のないライフステージプラン」の評価

#### ◎療育、教育の充実

- ・「こども発達センター」が設置されたことにより、発達障がいに関する相談ばかりではなく、発育・発達・障がいについてより専門性のある相談支援体制が整ってきた。
- ・母子保健事業から早期療育へ円滑につながる体制が整い、療育・保育の内容が充実してきた。
- ・「こども発達センター」が所管する各種会議体の推進や、研修会の実施など「地域療育活動」「幼稚園・保育園等」「学校等」との連携強化や、個別支援の取組みなど幅広く充実している。

○単独通所施設(児童デイサービス)の設置には至らなかったが、制度改正後には児童デイサービス(現在のサービス名は「放課後等デイサービス」)を提供する事業者は市内にできている。

#### ◎地域生活の実現

- ・サービス提供事業所の増加（訪問系事業所：計画策定時2か所⇒現在8か所、日中活動系：計画策定時3か所⇒現在10か所、放課後等デイサービスの新設1か所など）により利用者の選択肢が増えてきている。
- ・グループホームが増えている。（市内には知的障がいのグループホームは3か所。うち、1か所が第3次計画策定後の2012年（平成24年）に整備された。）
- ・グループホームの新たな設置については、自立支援協議会などにおいて引き続き協議が行われている。運営、入居希望者の状況、親の立場の意見、設置者側の意見など広く意見交換が行われている。

- 地域生活支援事業の充実（日中一時預かり：計画策定時2か所⇒現在3か所、移動支援：計画策定時1か所⇒現在3か所）が図られている。
  - 就労への支援が充実してきている（一般就労と福祉的就労）。
  - 就労系事業所が増加してきている。（就労移行支援：計画策定時1か所⇒現在2か所、就労継続支援：計画策定時1か所⇒現在5か所）
  - 工賃倍増計画の推進により障がいのある人の社会貢献の機会が広がった。
- ◎障がいのある人個人個人が、自身の持つ最大限の能力を「働く」と言う形で実現する支援体制、利用できる福祉サービスの充実が図られてきた。今後も一層の充実が必要である。
- 障がいのある人の虐待支援の対応については、「マニュアル作成」は行われなかったが、国の「対応時マニュアル」に基づき関係機関との連携により、対応・継続した支援を行っている。
- 「市障害者扶助料」など市単独支援策における現金給付制度については、検証中である。「サービスの種類」「量」「提供のタイミング」など障がいのある人や障がいのある人を支える家族への直接的なサービス提供への転換が必要である。
- 精神障がいのある人の地域における「居場所」「交流の場」「サロン」の必要性はケース会議や当事者・医療機関から問い合わせはあるが、具体的な協議・検討の機会が持てなかった。

※各事業所数は平成26年10月1日現在の設置数

### 3 「地域共生プラン」の評価

- ◎「就労支援会議」「事業者等連絡会議」等の開催により、事業所間の情報共有が図られ、サービスの質の向上が図られている。
- 障がいのある人の地域における自立生活を進めるための「相談支援の充実」が図られ、障がいのある人が自宅だけの生活ではなく「生活の場の拡大」が図られてきた。「地域での生活を共に豊かに」するためには、障がいのある当事者、家族、地域に生活している住民との相互理解をより一層推進する必要がある。
- 計画の推進体制や、進捗管理の体制が十分に計画に位置づけられていなかった。



## 4 計画の評価から見えてきた今後の課題

### **☆より地域に目を向けた相談支援**

- ・相談窓口のワンストップサービス化と相談支援員の資質向上は進んできた。次のステップとしては、民生児童委員やまちづくり協議会といった地域との繋がりを持った相談支援が必要である。

### **☆生涯を見据えたライフステージに応じた支援**

- ・支援のための情報が円滑にバトンタッチされ、次のライフステージにおいても、個人の特性に合った支援が受けられる仕組みをさらに検討する必要がある。
- ・ライフステージ間の支援の隙間は、徐々に埋まりつつあるが、義務教育から就労への移行など、地域における社会参加を容易にするための支援が足りない部分がある。義務教育終了後にも、高校、大学、専門学校等進学希望が高く、今後は、さらに「就労までの教育期間」を意識した支援を、本人、保護者、教育機関とともに考えていく必要がある。

### **☆住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創出**

- ・障がいと障がいのある人に対する地域住民の理解は深まりつつあるが、障害者権利条約や障害者基本法等に盛り込まれた考え方を普及させ、障がいのある人の地域における自立を推進するためにも、交流による相互理解を進めていく必要がある。
- ・障がいのある人の社会参加を促進するためにも気軽に利用できる交流の場や、外出の機会の確保を検討、実現する必要がある。

### **☆計画の進捗管理の徹底**

- ・市における地域共生の指針として実効性のある計画になるよう、PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルが有効に回るように具体的な推進計画が必要である。